

令和7年度違反建築防止週間実施概要

島 根 県

第1 目 的

本週間は、建築基準法の目的・内容について広く県民の理解と認識を深めて、違反建築の防止を図るとともに、建築基準法が定める建築のための諸手続の徹底を図るための取組みを実施することによって、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的とする。

第2 期 間

令和7年10月15日(水)から10月21日(火)まで

第3 実施区域

松江市及び出雲市の区域を除く県内全域

(特定行政庁である松江市及び出雲市においては、それぞれの市が実施主体となり実施する。)

なお、出雲県土整備事務所は、第5実施内容1について、実施する。

また、限定特定行政庁である安来市、雲南市、大田市、江津市、浜田市及び益田市においては、それぞれ松江県土整備事務所、雲南県土整備事務所、県央県土整備事務所、浜田県土整備事務所及び益田県土整備事務所と連携して実施する。

第4 重点事項

- 1 完了検査の徹底のための啓発、完了検査申請の督促及び完了検査未申請建築物の指導
- 2 確認申請手続きが行われていない増築や用途変更のある建築物、避難及び防火に関する設備の維持保全の状況が不良である建築物への指導
- 3 適切な工事監理を促進するための啓発、指導及びパトロール
- 4 違反建築に関与した建築士及び建築士事務所に対する懲戒・監督処分制度の広報等

第5 実施内容

- 1 建築基準法・建築士法の目的・内容の周知徹底

(1) 建築相談所の開設

県建築住宅課、隠岐支庁県土整備局及び各県土整備事務所に建築相談所を開設し、建築基準法令及び関係法令に対する理解と遵法意識を深める。

(2) ポスター等の掲示及びリーフレットの配布

県庁、隠岐支庁県土整備局、各県土整備事務所、各市町村、島根県建築住宅施策推進協議会の構成団体、その他人目につきやすいところにポスターを掲示する。

また、リーフレットを配布し、建築基準法が規定する建築確認申請や完了検査申請等の手続き、あるいは工事監理者選定の必要性等を周知徹底する。

(3) 報道機関及び関係機関への協力依頼

各種報道機関を通じて積極的に本運動の推進を図るとともに、関係機関に対し、本運動への協力を依頼する。

- 2 完了検査制度の周知と完了検査申請の励行

完了検査の手続きの周知の他、必要に応じ工事完了予定年月日を経過したもの又は建築確認後長期間経過したものについて、完了検査申請を督促する等完了検査制度を

徹底させるための取組みを行う。

3 令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災において、大きな被害が発生したことを踏まえ、竪穴区画及び直通階段に関する違反に対する是正状況のフォローアップ調査を実施したところである。これらの建築物について、引き続き所有者・管理者等に対する是正指導を徹底するなど、必要な対策を講じる。

4 平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀等の倒壊事故が発生したことを踏まえ、この違反建築防止週間の時機を捉え、パトロールや報告徴収等によりブロック塀等の違反を発見した場合には、安全確保に向け、違反是正に取り組み、改善指導を行う。

5 一斉公開建築パトロールの実施

隠岐支庁県土整備局、各県土整備事務所（出雲を除く）は、管内の限定特定行政と連携を図ると共に、消防署の協力を得て一斉公開建築パトロールを実施し、違反建築物に対し所要の措置を積極的に講ずるものとする。

（1）日時

令和7年10月15日（水）・16日（木）午前10時から午後3時まで

（2）実施対象区域

県内全域（松江市及び出雲市の区域を除く。）とし、特に用途地域内や中心市街地内を重点的に行う。

（3）重点事項

次の建築物等を重点にパトロールを行う。

・工事完了予定日を大幅に経過しているが、完了検査申請がされていない特殊建築物等

（4）報道機関への発表

土木部建築住宅課は、実施結果を記者発表する。